

山形広域環境事務組合分担金条例

〔平成４年３月
共衛条例第４号〕

改 正 平成７年２月山広環条例第３号 平成１５年２月山広環条例第１号
平成２０年２月山広環条例第１号 平成２９年３月山広環条例第１号
平成３０年７月山広環条例第２号

（目的）

第１条 この条例は、山形広域環境事務組合規約第１３条の規定に基づき、この組合の経常的な経費に関する構成市町の分担金（以下「分担金」という。）の支弁方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

（分担金の支弁方法）

第２条 分担金の種別、内容及び負担割合は、次の表のとおりとする。

分担金の種別名称	分 担 金 の 内 容	負 担 割 合
総 務 的 負 担 金	この組合の総務、企画、議会及び監査に要する経費並びに予備的な経費	均等割とし、各々の構成市町が各々１００分の２５ずつ負担する。
し 尿 処 理 負 担 金	山形広域クリーンセンターのし尿処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度に山形広域クリーンセンターにし尿等を搬入した量により算定する。
ごみ焼却処理負担金	エネルギー回収施設のごみ焼却処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度にエネルギー回収施設にごみ等を搬入した量により算定する。
粗大ごみ処理負担金	立谷川リサイクルセンターの粗大ごみ処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度に立谷川リサイクルセンターに粗大ごみ等を搬入した量により算定する。

(平7条例3、平15条例1、平20条例1、平29条例1、平30条例2・一部改正)

(分担金の納入方法)

第3条 前条に規定する負担金は、管理者が発行する納入通知書により納入するものとする。

(委任事項)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月改正)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月改正)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月改正)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月改正)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月改正)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。